

地域ケア会議の定義

地域ケア会議は、

- ・ 地域包括支援センターまたは市町村が主催し、設置・運営する会議
- ・ 行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議

地域ケア会議の構成員は、

会議の目的に応じ、行政職員、センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員、住民組織等の中から、必要に応じて出席者を調整する

地域ケア会議の目的

ア 個別ケースの支援内容の検討を通じた、

(i) 地域の介護支援専門員の法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資する
ケアマネジメントの支援

(ii) 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築

(iii) 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

イ 地域づくり、資源開発並びに政策形成など、地域の実情に応じて必要と認め
られる事項

地域ケア会議の機能

ア 個別課題の解決

多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める機能

イ 地域包括支援ネットワークの構築

高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め、地域包括支援ネットワークを構築する機能

ウ 地域課題の発見

個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより地域に共通した課題を浮き彫りにする機能

エ 地域づくり・資源開発

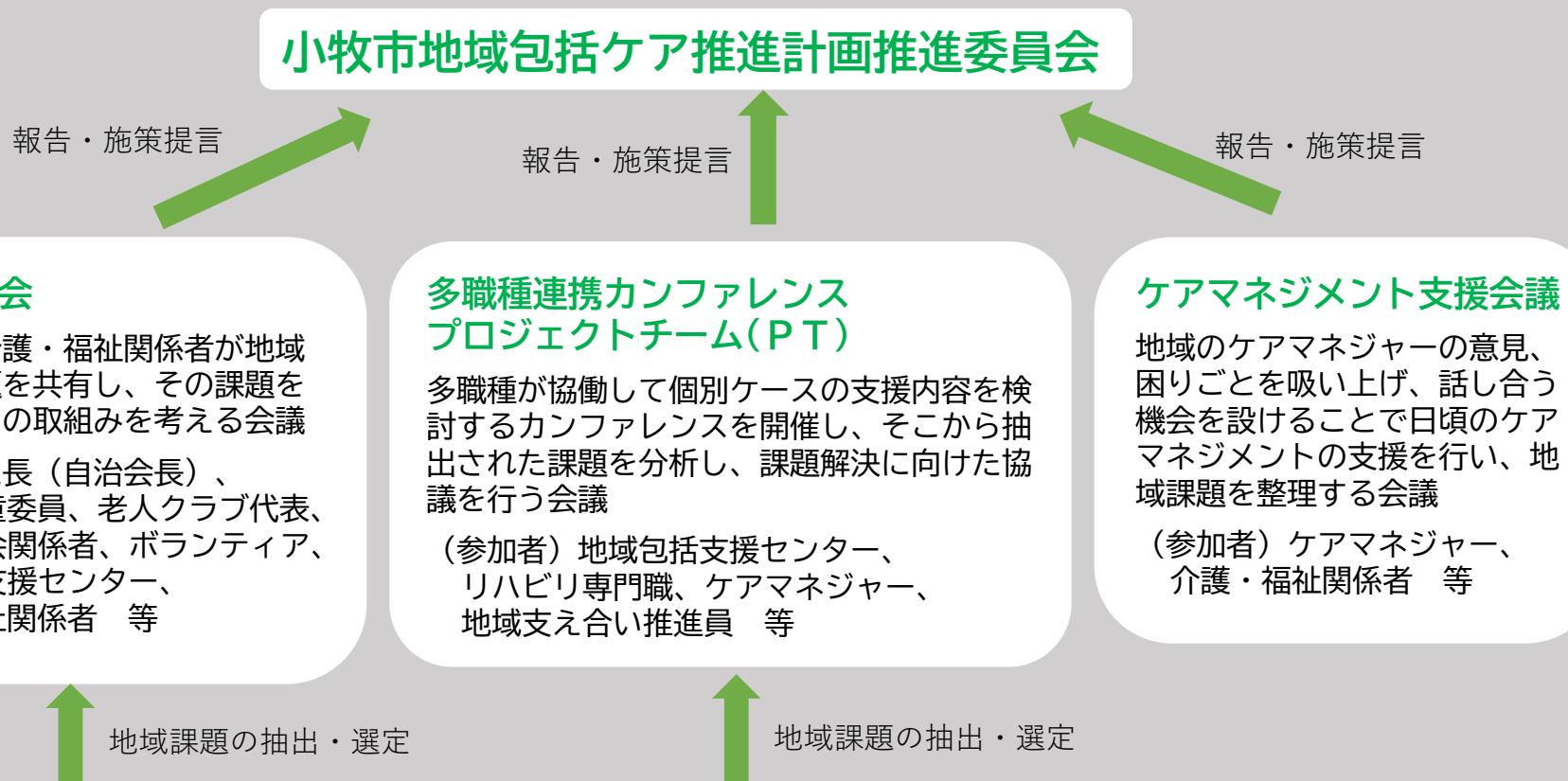
インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど地域で必要な資源を開発する機能

オ 政策の形成

地域に必要な取組を明らかにし、政策を立案・提言していく機能

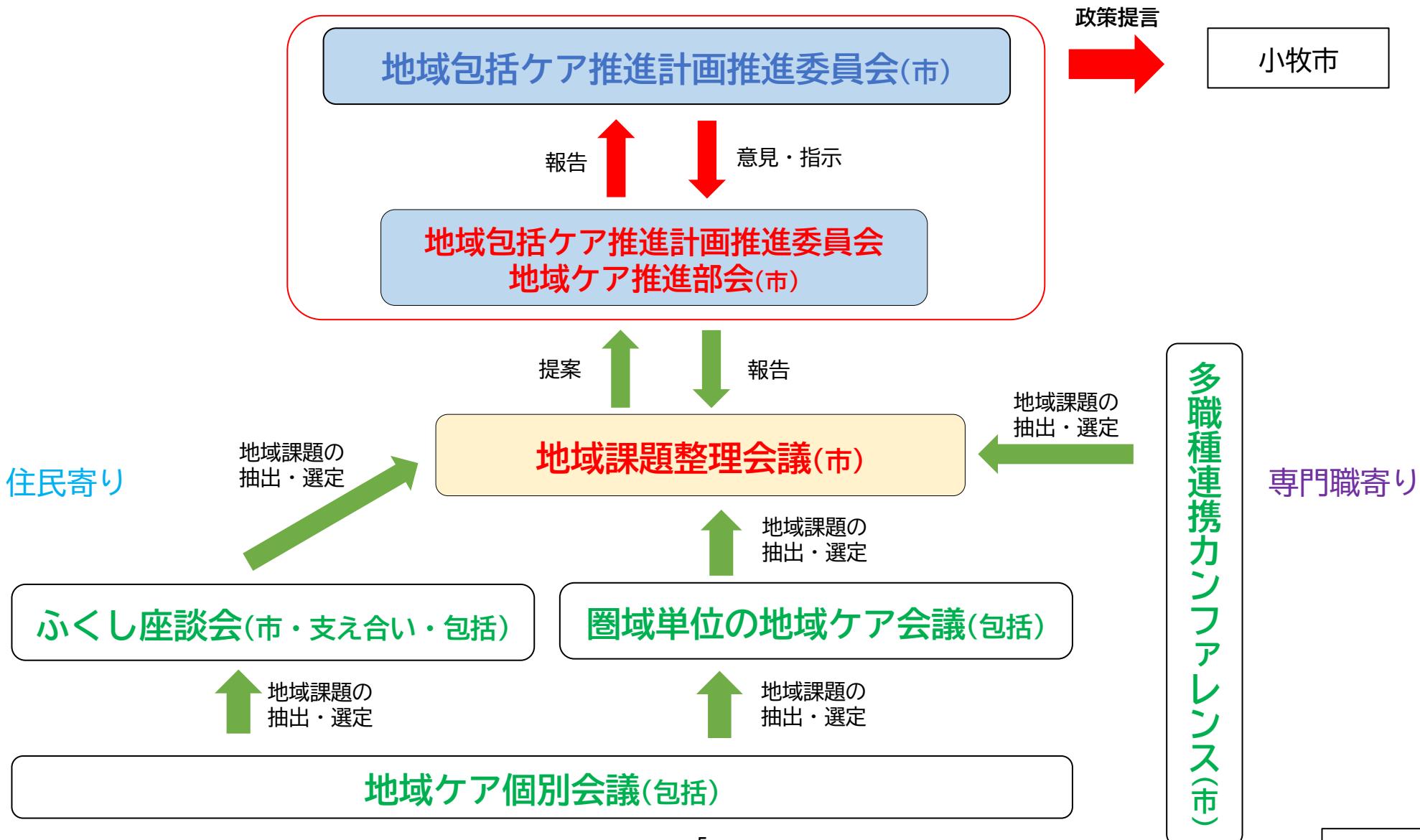
地域ケア会議の体系について

現在の地域ケア会議の体系図



地域ケア会議の体系について

地域ケア会議の体系図（案）



<それぞれの会議の役割>

◆地域包括ケア推進計画推進委員会 地域ケア推進部会の役割

- ・ 地域課題整理会議の提案について、「政策形成」と「地域づくり・資源開発」(地域でのマッチングなど)のどちらで対応すべきか検討する。
- ・ 政策形成で対応すべき提案について、国の制度や事業および各種補助金、既存サービスとの整合性、経費、担い手なども含めた実現性を検証する。
- ・ 政策形成(事業化に向けた準備)の素案を作成する。
- ・ 地域包括ケア推進計画推進委員会への報告資料の作成補助。

◆ 地域課題整理会議の役割

- ・ 各地域ケア会議で出た地域課題を集約し、ニーズや緊急度に応じて優先順位を協議する。
- ・ 優先順位の高い課題について、対象地域、実施の頻度、担い手の候補などを含めた対応策を作成し、優先順位が高いと判断した理由と共に地域課題検討部会へ提案する。
- ・ 地域づくり・資源開発(地域でのマッチングなど)での実施が望ましいものは市に提案せず、地域支え合い推進員との協働により実現を目指す。